

2004年3月4日

内閣総理大臣 小泉純一郎 様

「高病原性鳥インフルエンザ対策」にかんする京都の生協の緊急要望

京都府生活協同組合連合会
会長理事 吉田智道

京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F
電話：075-251-1551

2月27日、京都府丹波町内の採卵鶏農場で2万8000羽の鳥が死亡、高病原性鳥インフルエンザの疑いが濃厚との報道がありました。2月29日午前0時、高病原性鳥インフルエンザの発生と確定され、発生農場で飼養されている19万羽の殺処分措置が開始されました。国内では山口・大分について第3の事例発生であるわけですが、この間の発覚からの経過、感染の規模、影響の範囲などの点において、前2例をはるかに上まわる、きわめて大きな衝撃が府内また近隣府県を走っています。また、3月3日、同町内のブロイラー養鶏場に感染が広がっている可能性が報告され、京都府山田知事も「最悪の結果をむかえているのかもしれない」と指摘するほどの重大事態として、なお進行中です。

当該業者のみずからの業務にかんする基本的な認識の問題をはじめ、行政・関連業者から出される情報の不正確さや連携の不足などのもとで、「食への不安」から消費者の鶏卵・鶏肉の買い控えが生じています。そして、その後の経過のなかで、さまざまな問題がつぎつぎと露呈し、また感染の広がりを防止できない状況が生まれていることで、消費者の不安・不信はさらに増幅されたものとなっています。

家畜伝染病予防法により発生地から半径30Km以内の鶏肉・鶏卵が移動制限をうけていますが、近畿農政局によると、規制対象となっている養鶏場は京都府内で60、隣接する大阪府・兵庫県をあわせて84、飼養羽数は約200万にのぼるということです。このうち、京都の生協と提携関係にある鶏卵生産者は10、飼養羽数は49万ときわめて大きな部分をしめています。

これらの生産者から供給される生協の卵は、「コープさくら卵」「コープひらがら卵」という、他にはない特色のつよい卵です。一般に流通している卵は「白い色」をした卵で、そのヒナは外国から輸入される、いわば「青い目」をした鶏が産む卵です。これにたいして、「コープさくら卵」「コープひらがら卵」は、戦前戦中をこえた先人の長い間の努力により、日本の国内で品種固定された「国産鶏」が産む卵なのです。飼料についても、生協指定配合飼料ないし自家配合飼料となっています。「コープさくら卵」はケージ内で飼育されますが、「コープひらがら卵」は文字通り、ニワトリ＝「庭を元気に歩きまわる鶏」が産む卵です。わたしたちは、わが国における食料自給および京都府内における地産地消推進ということを大切にし、「日本の気候・風土にあった、病気につよい健康な鶏から生まれる卵をつくり、利用していこう」との考えから、京都府内生産者の方がたといつしよに手をたずさえて、「コープさくら卵」「コープひらがら卵」を育て上げてきました。「コープさくら卵」「コープひらがら卵」

卵」は、わたしたち京都の消費者にとっての「食の安心・安全」の取り組みにおける象徴的な存在です。生産者のみなさんとともに努力して作り上げた「宝物」である卵が、移動制限区域内で毎日49万個ちかく産みつけられるにもかかわらず出荷が困難で、消費者にとって日常の食生活のなかでもっとも基礎的な商品であるにもかかわらず入手できないという、きわめて重大な事態が発生しているのです。

生産者は、事件の発生いらい、感染拡大にたいする怖れ、出荷できない卵の保管、鶏ふんの処理、資金繰りなど、筆舌につくしがたい痛苦の毎日をおくっておられます。措置の長期化が予測されるなかで、こんごへの不安でいっぱいです。生産者のこのような状況にたいして、京都の生協の組合員は「わがこと」と感じ、一刻も早い事態の解決と供給の再開をつよく念じております。

今回の事態にかんして、京都府・近畿農政局をはじめ関係機関が迅速な行動がとられつつあることについて、敬意を表するものですが、「食品の安全確保」は、わたしたち消費者にとって、もっとも基本的な願いであり、BSE問題（牛海綿状脳症）やひきつづく食品偽装事件などの教訓を生かし、また昨年あらたに制定された食品安全基本法や改定食品衛生法の基本点をしっかりおさえて、国におかれましては、国民にとって不安のない、万全の態勢と措置をとっていただきたいと存じます。

以下の点について、緊急に要望するものです。別途、京都府および農林水産省近畿農政局に要望書を提出しています。

[1] 国におかれては、影響の広域性にかんがみ、府県間の協力を可能とする総合的な態勢をとり、迅速な解決にむけての役割を発揮していただきたい。

[2] 生産者・流通業者等および自治体への国の支援措置について

- (1) 移動制限をうけている生産者（鶏卵・鶏肉）への損失補償について、十全な措置をとることを迅速に決定していただきたい。また、その制度化について、推進していただきたい。
- (2) 移動制限をうけている生産者の鶏卵・鶏肉・鶏ふん等の保管・処理等について、財政措置もふくめて、行政が責任をもった措置をとることを迅速に決定していただきたい。また、その制度化について、推進していただきたい。
- (3) 移動制限以外の生産者（鶏卵・鶏肉）・流通業者等（加工・小売ふくむ）の経営支援について、十全な措置をとることを迅速に決定していただきたい。また、その制度化について、推進していただきたい。
- (4) 関係する自治体への財政支援について、十全な措置をとることを迅速に決定していただきたい。また、その制度化について、推進していただきたい。

[3] 法令等の改定・整備について

- (1) 生産者の迅速な報告義務と感染の拡散防止が可能となるよう、家畜伝染病予防法を改定していただきたい。
- (2) 今回の事態についての深い検証と正確なリスク・アセスメントの作業をおこない、農林水産省・高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルをあらためて整備していただきたい。

以上